

保護者の皆さんへ

妙高市教育委員会

就学援助制度について(お知らせ)

妙高市では、小中学生を対象に学校でかかる学用品費などの一部を援助する「就学援助制度」を設けています。援助を希望される場合は、お子さん1名につき1枚の申請書を提出してください。なお、申請は毎年度必要となります。

【援助の対象者】

- ① 生活保護(教育扶助)を受けているかた ……………《要保護児童生徒》
- ② 前年度または当該年度に次のいずれかに該当するかた ……………《準要保護児童生徒》
 - ア. 生活保護の停止、または廃止の措置を受けたかた
 - イ. 世帯全員が市民税非課税のかた
 - ウ. 申請時点で児童扶養手当の支給を受けているかた(児童手当ではありません)

※支給が停止した場合は、援助の対象外となります
 - エ. 生活福祉資金の貸付を受けているかた(受けていることがわかる添付書類が必要です)
 - オ. 市民税、事業税、固定資産税、国民年金の掛金、国民健康保険税のいずれかの減免等を受けているかた(市独自減免除く。受けていることがわかる添付書類が必要です)
 - カ. 世帯(学生を除く全員)の前年(令和6年分)総所得金額が、下表の目安にあてはまる世帯(世帯の状況によって基準が変わりますので、参考としてご覧ください)

家族構成〔例〕		世帯の総所得金額〔目安〕
3人	父(30代)、母(30代)、小学1年	300万円程度まで
4人	父(30代)、母(30代)、小学3年、小学1年	365万円程度まで
5人	父(30代)、母(30代)、小学4年、小学1年、2歳児	405万円程度まで
6人	父(40代)、母(30代)、中学2年、小学4年、祖父(60代)、祖母(60代)	457万円程度まで

- ※ 給与所得者の場合は「給与所得控除後の金額」、事業所得者の場合は確定申告の所得金額が目安です
 ※ イまたはカを理由に申請されるかたで、世帯員の課税状況や所得金額が確認できない場合は、市役所で住民税の申告が必要です(所得金額が0円の場合も申告が必要です)
 ※ 障がい者手帳を持つかたや障がい年金を受けているかたがいる世帯は、基準が変わる場合がありますので、そのかたの氏名及び級がわかる書類の写しを添付してください

キ. 新型コロナウイルス感染症の影響等で家計が急変したかた

【申請受付期間・申請方法】

・希望される場合は、申請書を**令和7年4月30日(水)までに、在籍している学校へ古封筒に入れて提出**してください(申請書等は、学校または妙高市役所(こども教育課)にあります)

※上記の申請受付期間に間に合わない場合でも**随時受付**します。認定になった場合は、申請書を受け付けた月分から援助します。申請書の提出忘れにご注意ください

※原則、民生委員からの所見は求めませんが、認定時に必要となった場合は、所見を求めることがあります

※申請前に認定になるか判定することはできません。援助を希望される場合は、申請書を提出してください

・申請理由がエ、オ、キのかたは添付書類を申請書と一緒に提出してください。提出がない場合は、認定の判定ができません。また、申請書に記入漏れがある場合も、認定の判定ができないことがありますので、ご注意ください。

【要保護児童生徒へ援助する経費】

援 助 費 目	支給区分	援助額(R7年度)	
		小学校	中学校
修学旅行費	実費支給	実費額	実費額
医療費	実費支給	医療券発行	医療券発行

【準要保護児童生徒へ援助する経費】

援 助 費 目	※	支給区分	援助額・限度額(R7年度)	
			小学校	中学校
学用品費	○	年定額支給	11,630 円	22,730 円
通学用品費(1学年除く)	○	年定額支給	2,270 円	2,270 円
校外活動費(宿泊なし)	○	実費支給(限度額あり)	1,600 円	2,310 円
校外活動費(宿泊あり)	○	実費支給(限度額あり)	3,690 円	6,210 円
体育実技用具費(スキーレンタル料)	○	実費支給	下記参照	
新入学児童生徒学用品費等	○	年定額支給	57,060 円 入学前に支給	63,000 円 入学前に支給
修学旅行費	○	実費支給	実費額	実費額
通学費(電車等定期券分(条件あり))	○	実費支給(限度額あり)	40,020 円 定期券等提出	80,880 円 定期券等提出
給食費	●	実費支給	実費額	実費額
医療費	●	実費支給	医療券発行	医療券発行
通院費	●	実費支給	実費額	実費額
児童生徒会費(学級費、クラス会費を含む)	○	実費支給(限度額あり)	4,650 円	5,550 円
PTA会費	○	実費支給(限度額あり)	3,450 円	4,260 円
クラブ活動費(課外の部活動を含む)	○	クラブ活動毎に算定した経費による実費支給(限度額あり)	2,760 円	30,150 円
日本スポーツ振興センター災害共済費	●	実費支給	実費額	実費額

◎ 総合支援学校に在籍の場合……対象経費：医療費、通院費、児童生徒会費、PTA 会費、クラブ活動費、日本スポーツ振興センター災害共済費

◎ ※欄について……・妙高市に住民登録があり、妙高市外の学校に在籍の場合の対象経費：○
・妙高市外に住民登録があり、妙高市の学校に在籍の場合の対象経費：●

～ 注意事項 ～

- 校外活動費(宿泊なし・あり)は、交通費及び見学料のみ援助対象となります。
- 体育実技用具費(スキーレンタル料)は、シーズンレンタルの場合、該当者のうちの最低額を支給します。
- 新入学児童生徒学用品費等は、小中学校入学前に支給します。「①入学前の3月時点で妙高市に住民登録があり、入学後も妙高市に住民登録がある」、「②入学前の3月時点で準要保護児童生徒の認定を受けている」の両方(①・②)の条件を満たす場合に援助対象となります。市外転出等をした場合は、援助費を返還いただく場合があります。申請後に市外転出等をするようになった場合は、速やかに申し出てください。
- 医療費の対象は、学校保健安全法に定めのある「結膜炎、中耳炎、寄生虫病、むし歯」などの疾病にかかる医療費が援助対象となり、学校の健康診断で該当の疾病が見つかった場合は、医療券を発行しますので、必要な場合は学校にお知らせください。
- 申請後に申請内容(申請理由や世帯の状況等)の変更がある場合は、速やかに申し出てください。変更内容によっては、援助費を返還いただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 申請書等の書類記入時は、鉛筆や消えるボールペンを使用しないでください。
- 学校預り金の支払いが滞った場合、要保護及び準要保護児童生徒援助費を学校長の指定する口座に振り込むことになります。

【認定結果の通知方法】

4月に申請した場合は、7月上旬～中旬(予定)に認定結果を郵送します。

【支給時期】

年3回(8月、12月、3月の予定)保護者の口座に振り込みます。
ただし、修学旅行等が3月実施の場合、支給は4月となります。

【問い合わせ】

妙高市教育委員会こども教育課学校教育係 電話 74-0037(直通)